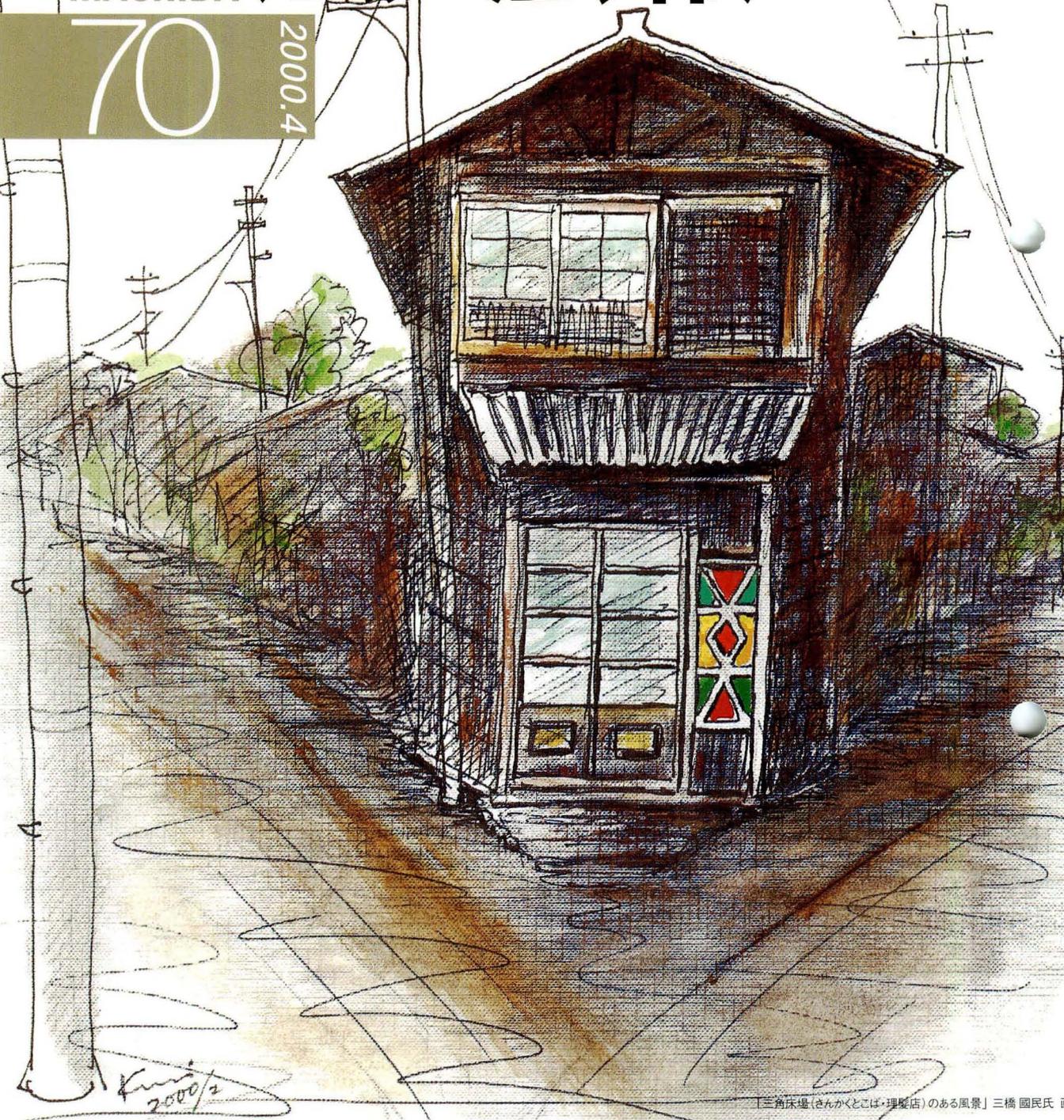


町田法人会報

MACHIDA

70

2000.4



【三角床場(さんかくとこば・理髪店)のある風景】三橋 國民氏



shadan hojin
MACHIDA HOJINKAI

去る2月3日、恒例の新春の集い2000がザ・エルシィ町田で開催されました。東京大学先端技術研究センターの軽部征夫教授に「120歳まで若さを保つ法—老化の解明はここまで進んだ—」と題して記念講演をしていただきました。

新春の集い 2000 Millennium 記念講演会

● **現代養生訓***生きるということは脳が決めている!!



法人会の目的を再確認して

八木会長のご挨拶

20世紀も最後の年となりました。景気の方は、一部で多少の明るさも感じられる様に言われておりますが、私共中小企業の経営者からは本当に明るくなっているのかまだまだ実感できないところがございます。しかしながら、21世紀に向けて景気が本格的に回復していくことを期待して、皆様と一緒に頑張つて生き残つていこうと思っております。

法人会も今年は創立50周年・社団化20周年の節目を迎えます。これまで歴史を積み重ねられたのも先輩諸氏と関係諸団体のみなさんのご協力の賜物と感謝致しております。これからも法人会の目的を再確認して、健全な納税者団体としての重責を全うすべく『よき経営者をめざす者の団体』として、納税意識の向上と企業経営と地域社会の健全な発展に貢献してまいりたいと思っております。



消費税の滞納防止を呼びかける

名取署長のご挨拶

町田法人会会員の皆様「新春の集い」へのご出席誠に苦勞さまです。昨今、業種を越えた企業間・個人間のネットワークづくりが提唱されておりますが、『良き経営者をめざす』税の良き理解者である皆様の交流・情報交換の場として、この行事が今後さらに発展されることをご期待申し上げます。

ところで、消費税の滞納につきまして、町田税務署においても広報活動の充実により滞納の防止に努めているところです。消費税の滞納を未然に防ぐには、法人会の会員皆様のご理解とご協力が必要です。納税資金の備蓄運動を一層推進し、期限内納付が図られますよう広報・指導について格別のご配慮をお願い申し上げます。

表紙のことば

「三角床場(さんかくとこば・理髪店)のある風景」 三橋 國民

原町田中央通りが小田急駅東口と市役所方向に分かれている角に、間口一間半、奥が二間半の三角建てのカネコ床屋があって、『サンカクトコバ』と呼ばれていた。中に入ると、赤、緑、黄、青色の、これまた三角に切られた窓ガラスが透けて見え、きれいだった。1926(昭和1)年頃の風景である。

contents	町田法人会報 第70号 目次	新春の集い2000 記念講演会(要旨)	2
		速報!第20回通常総会告知	7
		青年部会・女性部会公開講演会	8
		地区会活動報告	12
		会員企業の紹介(株)斉藤楽器製作所	15
		部会便り	16
		委員会からのお知らせ	20
		短歌・俳句欄	21
		平成12年度税制改正	22
		東法連研修ビデオの紹介	26
		都内中小企業の貸金事情	28
		確定申告の初日・編集後記	30

120歳まで 若さを保つ法 老化の解明はここまで進んだ

人類の究極の夢・不老長寿

私の専門は、人間の『脳』のようなコンピュータを作ることです。夢のような話ですが、夢が夢でなくなりつつあります。と言うのは、ここ10年くらいの間に生命科学（バイオテクノロジー）が急速に進歩しました。

今朝（2月3日）の新聞に、臓器バンクの研究を日本でも開始することを科学技術会で決めたとありました。このことが何を意味するかと申しますと、移植でしか救うこと

ができない患者に、スベアの臓器を用意することで救うことが出来るということなのです。

永遠に生きることが出来ないか？
：誰もが夢に見ることです。有名な人物として秦の始皇帝がいます。既に『死後の世界』という思想があった時代に、永遠に生きることが求め不老長寿の薬を探しに臣下を世界中に派遣しました。不老長寿の薬を手に入れる。或いは、解脱をして仙人になることが中国の歴代皇帝の夢となるわけです。

寿命はどのくらい決めているのか？

ところで人間はどのくらい生きられるのでしょうか。大体120歳は生きられるようです。120歳というのはでたらめで言っているわけではありません。120歳ぐらいまで生きた人が確認されているのです。本来人間は120歳まで生きられるのです。それが病気を持っていたり、生活習慣に原因があったりして寿命を縮めているのです。

寿命を縮める一番の原因は飽食にあります。アリゾナでバイオスフェアという実験ドームをつくり、その中に科学者7名が入って2年間生活したことがあります。ドームの中では完全な自給自足をしたのですが、食料が足りなくなり、科学者達はいつもお腹を減らして生活していました。2年が経ち、ドームから出てきた科学者達の身体を調べてみると、血液の状態が大変良い状態になっていました。ちなみに、

動物実験ではカロリー制限をする
と確実に寿命が伸びるという結果
が出ています。

また、痴ほう(ボケ)になると寿
命は短くなります。生きていると言
うのは、脳の中の理性が生きたいと
思っているからです。ところが痴ほ
うになって、その細胞が死にますと、
人間は生きられないのです。つまり、
生きるということは脳が決めてい
るのです。脳が大きければ大きい程
長生き出来ます。逆に、脳にダメー
ジを受け障害が残ったり、痴ほうに
なったりして人間としての理性を
失うと寿命は短くなります。

老化はなぜおこるのか? ヒト・ゲノム計画

老化はなぜ起きるのでしょうか。
これにはいろんな説があります。あ
る説では、人間は60兆の細胞から
構成され、一つの細胞が60回分裂
を繰り返すと分裂しなくなること
が判りました。だから細胞分裂が終

わった時点で細胞が委縮して老化
が始まるというのです。他に、細胞
内にエラーが蓄積して老化が始ま
るといふ説。また、最近流行ってい
るのが活性酸素が体内で細胞を破
壊していくといふ説です。私はどの
説も正しいと思います。

体を作る設計図・遺伝子を読み出
す計画が世界規模で行なわれてい
ます。これにより、人間が老化する
仕組みが解明される日が間近に迫
っています。遺伝子や老化のからく
りを科学が白日の下にさらしたとき、
不老長寿は現実のものとなると思
います。

ただ生き長らえるだけでは 何の意味もない

最後に、若さを保つ秘訣をお話し
します。

1. 生き甲斐を持つこと。

老害といわれようと、「俺がいな
ければこの会社はダメなのだ」とい

うぐらいの気持ちが大事です。だめ
なのは、家の中にいてテレビの見つ
放しです。朝から晩まで一方的に番
組を見る。これはいつぱんにきます。
テレビを見るくらいなら、テレビゲ
ームをやっていた方がましです。こ
れは考えますし、手も使いますから。

2. 脳を刺激してボケないこと。

暗算で、100から3をずっと引いて
みて下さい。これをやりますと、脳
の15ヶ所でスパークします。もう
一つあります。目をつむり、自分の
家のまわりをイメージしてみても下
さい。玄関があり、門を出て、右に
何があるという様に…。これを頭の
中でイメージすると、30ヶ所でスパ
ークします。これは調べた結果です
から間違いありません。

脳をどんどんスパークさせます。
暗算やイメージするだけでも物凄
く違うのです。とにかく、見たり、
動いたり、あるいは感動したりして、
脳をスパークさせることがボケの
防止になります。

新春の集い 2000 Millennium 記念講演会



3. 栄養バランスのよい食事をとること。

時間をかけて食事をする事です。簡単な例ですと、お皿の数を増やしてみましよう。野菜とか、肉とか、結果バランスの良い食事になります。

4. 適度の運動をすること。

持久力をつけるためにぜひ運動をして下さい。歩くだけでも良いのです。歩けば、内臓も揺れてその筋肉が振動により引き締まりますし、頭にも適当な刺激がいきます。

5. 一週間に一日はしっかり休息をとること。

熱中できる趣味があると良いで

すね。ストレスを抜くことです。

6. 肥満は避けること。

ちよつと太りぎみの方が、免疫力が高いようです。但し、肥満指数(注)が25を超えた方は気をつけましょう。

最後に一番大切なことは、「生きる」という使命感を持つことです。つまり健康に気をつける気持ちが大切

です。

使命感を持つということは結局、脳を元気にすることであり、若さを保つ秘訣です。

(文責・事務局)

軽部征夫教授・プロフィール

1942年生まれ。66年東京水産大学水産学部卒業。

72年東京工業大学大学院理工学研究科博士課程修了。

72～74年米イリノイ大学留学。

東京工業大学資源化学研究所教授を経て、88年東京大学先端科学技術研究センター教授。バイオセンサーの分野では世界的な権威。日本化学会学術賞、市村学術貢献賞、東京都功労者(発明研究功労)、発明協会発明賞、フランス政府教育功労賞、スウェーデンルント大学名誉博士号などを受ける。現在は、科学技術の力を企業へ、社会に還元し貢献したいとの強い想いを胸に、大学の研究成果や重要性を多くの人達にわかって頂こうと、執筆・講演活動・テレビ出演など多方面に意欲的な活動をしている。

主要著作◎

『バイオセンサー』(共立出版、1986年)

『ニューバイオテクノロジー』(オーム社、1986年)

『酵素応用のはなし』(日刊工業新聞社、1986年)

『地球環境にやさしいバイオ』(NTT出版、1990年)

『バイオエレクトロニクスの未来』(NTT出版、1992年)

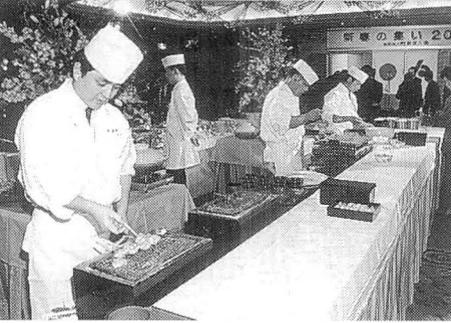
『バイオグローバリゼーション』(KDDクリエイティブ、1993年)

『バイオソサエティー』(三田出版会、1993年)

『アミノ酸とタンパク質のはなし』(日本実業出版、1996年)

『独創人間』(悠飛社、1996年)

$$\text{注; 肥満指数} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長} \times \text{身長(m)}}$$



懇親会 会場風景



新春の集いに参加された会員の皆さん

第20回通常総会・創立50周年 社団化20周年記念式典のお知らせ

速報



日時 平成12年5月23日(火)

午後2時30分

場所 ホテル ザ・エルシイ町田

【第一部】通常総会 14:30～15:45

議案

● 第1号議案

平成11年度事業報告承認の件

● 第2号議案

平成11年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

● 第3号議案

● 第4号議案

平成12年度事業計画(案)承認の件

● 第5号議案

平成12年度収支予算(案)承認の件

【第二部】記念式典 16:00～17:00

感謝状贈呈

【第三部】記念祝賀会 17:15～18:30

会費 3000円

町田法人会報表紙展を併設

学び座

青年部会と女性部会では、毎年公開講演会を実施しています。この事業は、社会貢献というスタンスでより多くの人に法人会のことを知ってもらおうことを目的としています。今回は、映画「学び座」の上映に決定しました。

本部の守屋専務理事や堤・神蔵両部会長をはじめ多くの役員が市の教育委員会に足を運び協力をお願いしましたところ、町田市内のすべての小・中学校に上映会のチラシ3万枚を配付させて頂くことが出来ました。

受け付けは、電話での申し込みを受けた後、入場券を送付する方法をとりましたが、初日に申し込みが殺到し、開始からわずか3時間で満席となる盛況でした。

上映会当日の土曜日は、学校がある日だったため、放課後の子供さん達も多く家族連れが目立ちました。

上映の後のアンケートには、たくさん感動の声が寄せられました。

学級崩壊の問題を問いかける 青年部会・女性部会が映画「学び座」を上映 市内小・中学生と父母に法人会をアピール

大人から子供までが参加できた今回の新しい企画は、講師を招いての従来の公開講演会とは違い、準備の苦労もありましたが成功だったと感じました。

「学び座」 との出会い

昨年6月、三法連・青年部会連絡協議会の総会で、記念講演の講師として齊藤耕一監督のお話を聞き、とても素晴らしい映画があることを知りました。

折良く玉川法人会で、「学び座」の上映会があり、部会役員が見せていただきました。鑑賞した結果、ぜひ社会貢献事業として上映会を実施して、多くの父母・学校の先生・子供達に観てみてもらい、何か少しでも「得るもの」「考えさせるもの」を感じとってもらえれば、社会問題にもなっている学級崩壊への解決の糸口が見いだせるのではないかと

と思いました。

「上映後のアンケートから」

●子供だけでなく、ぜひ子供を持つ父母に観てほしいと思います。母親だけでは、判断できないことも多く、お父さん達にもぜひ観てほしいと思います。

●子を持つ親として、子育ての難しさや素晴らしさを教えられました。地域と親と教師、たくさんの人に囲まれて子供は育つという基本にもどる、そのことの大切さを知りました。子供って本当に純粹ですよ。一人でも多くのPTA、地域の方々に観てもらいたいと思います。

●今の公立学校は、学生、教師、保護者が心のつながりをどう持つか、というところが第一の課題であると思う。

以上の他にも、たくさんの方の「声」



1月29日・土曜日
町田市民ホール

が届いています。

(青年部会 諸星)

私はあんな学校があるなんて
ビックリしました。
教室に入るたびにお金を取ったり、
たばこを吸ったり、暴力をふるったり
最後には刃物まで...
勇気のある先生と親が協力して
学校をよくなっていく所はど
とてよかったです。
また足跡を通してお知らせが
あった所はとっても感動的
です。
ぜひ先生と親のみならず
もちろん生徒も、機会が
あったら見てください。
中1 女子(家族・友人)

ある中学校の 学校新聞で

「学び座」上映会 のことをとりあげて いただきました

私はあんな学校があるなんてビ
ックリしました。

教室に入るたびにお金を取ったり、
たばこを吸ったり、暴力をふるった

学び座



り、最後には刃物まで……。

勇気ある先生と親が協力しあって、学校をよくしていくところなどはとてもよかったです。また踊りをおしてみんなが一つになったところはとっても感動的でした。

ぜひ先生と親の皆さん、もちろん学生も、機会があったら見てください！

中1・女子(家族・友人と)

駄菓子屋さんに行くことをおまけにして、娘と友人と3人で行く

はずでした。しかしその友人が当日体調不良で行けなくなり、両親と一緒に、となると膨らんだ気持ちもしぼんでしまいました。

今か今かと帰りを待つ私達に電話口で「月曜日はテストがある」とか、「英検のため教室に入れないので、鞆とコートが取れないから帰れない」などと弁解の数々。(娘と連絡をつけるため何度も学校に電話をしてご迷惑をおかけしました。)これがGLAYのコンサートだったら、宙を舞ってでも帰ってきたでしょ

うに……。

「この券は買ったものではなく、申し込んで頂いたもの。好意を簡単に踏みにじってはいけない」と言い聞かせ、出かけたのでした。

しかし開演時間になっても空席が目立ち、主催者から「学校を終えて急いでこちらに向かっている親子が沢山いると思います。皆さん、もう少しお待ち下さい」とのお願いが。主催者は「1人でも多くの人に観てほしい」の一心で無料の上映会を開き、土曜の午後であることを考慮して開演を繰り下げて下さった。——このことが娘の胸に響いた様です。この上映会から大切なことを娘は学びました。

終映後は約束どおり駄菓子屋さんに行きました。そして、帰途、「お母さんおすすめめの映画もいけれど、今度、ブレア・ウィッチ・プロジェクトも見に行こうよ！」と、嬉しいお誘いももらったのでした。

(親子3人で)



↑ 法人会の目的をアピールする八木会長



「学び座」を熱く語る。
JTAキネマ東京の伊坂プロデューサー

義援金への協力を訴える
神蔵女性部会長

上映会に至った経緯を
説明する堤青年部会長

「義援金についてのご報告」

昨年の秋に沖縄で開催された法人会全国青年の集いに参加した折、部会員の伯父にあたる、財団法人交流協会台北事務所の山下所長さん（元・韓国大使）とお会いする機会がありました。

その時、台湾中部地震により台中にある日本人学校が全壊してしまったことを伺い、微力ですが復興の手助けになればと思いつ今回の義援金活動となりました。

皆様のご理解とご協力のおかげにより、当日89378円の義援金が集まりました。また、その後も義援金が届けられていますので、送金の報告は71号以降の会報でお伝えします。

ありがとうございました。

（青年部会 堤）

Evernt 地区会の イベント

相原地区バス研修会 「静岡『葵博』と 日本平いちご狩り」

「案ずるより産むが易し」と、
2000年問題も静まりつつある
1月23日、相原地区会41名は清水
方面研修旅行を実施致しました。

あやしげな天気朝7時30分に
出発し「目的地までは寝ていこう」
と思いきや車内でいきなりテスト?

じっくり考えて頭の中は税務、ゼイム、ZEIMU??!!税金のイメージは3T「高い、とられる、とんでもない」なんて言ったら税務署の方におこられるかもしれません……。あまりよい印象はないですね。

同じ消費税でも内税と外税ではだいぶイメージが違うと思います。皆さん日頃たくさんの税金を払っているにもかかわらず、自分たちの税金が、どこでどう使われているか

という事には関心がない方が多いようです。もつと色々な機会を通して税金に対するイメージをアップし、理解と興味を持つてもらえるような場をもうけることが必要なのは……。以上が税務研修の車内で頭の中をグルグル回った内容です。

年齢不詳のガイドさんが保証してくれたお天気も清水に着いた頃にはくずれてしまいました。いちご狩りはビニールハウスの中。税のことはすっかり忘れ真赤ないちごをほおばりながら「もつと赤くておいしそうなのは……」と目移りしながら口と手がフル回転。60個以上食べた人もいたとか……。帰りには「もういちごを見るのも……」と思いきやおみやげに買う人も沢山いました。葵博会場では雨がはげしくなつてしまい残念ながらゆつくり見学は出来ませんでした。タイムトリップシアターを体験しました。最先端のコンピュータ・グラフィックスを駆使した迫力のある映像でした。



清水エスパルスドームプラザでは、さすが港だけあって新鮮な海の幸に舌つづみ。昼食はこのの方が良かったのでは？とにかく皆さん法人会を「家族に対して市民権を得る大変よい研修会」と感じたようです。

(千葉 隆行)

金森・高ヶ坂地区バス研修会

「税務大学校 租税資料館見学と 秩父長瀨ライン下りと 川越小江戸を楽しむ」

さる11月24日、小雨の降る中総員36名の参加を得てバス研修会を実施しました。

国税庁開庁50周年とのことで、税務大学校にある租税資料館の特別展示を見学することになり、一路埼玉県和光市の税務大学校へ向かいました。

車内で資料館のビデオを見て事前研修。資料館には9時20分に到着し、研究員の方のわかり易い説明で、近代租税制度の資料を見学しました。この租税資料館は、一般の見学も出来ませんが、専門家の説明がなければ10分くらいで見終わってしまっただろうと思いました。

税務大学校をあとにして秩父長瀨に向かいました。関越自動車道の花園から一般道へ。雨上がりの長瀨では昨日まで雨が無く、

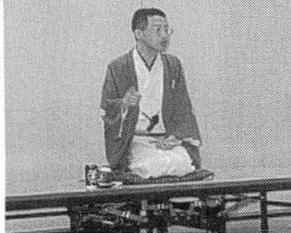
川の水が少なくてライン下りが出来なかったとのこと。我々は運良くライン下りを楽しむことが出来ました。途中船底を岩でこすり、なかなかのスリル。紅葉も真盛りで最高でした。長瀨の有隣倶楽部で郷土料理を賞味した後、秩父市内で秩父錦の醸造元「酒造の森」を見学し川越へ向いました。

川越では、江戸時代の町並

を残し、小江戸と称される町を散策。お菓子屋さんが集う横丁があったり、昔の鐘楼、染物屋、漬物屋、木工細工等々しばしば往時を偲びました。帰路には、税金クイズ等実施しました。雨に降られる事もなく、一日を楽しむ事が出来無事帰着しました。

(山本 猛夫)





らん丈師匠

各地区会で研修会を実施

次の地区会で税務研修会や見学研修会を開催し、税の勉強をするとともに会員相互の交流を図りました。

税務研修会

●主なテーマ

「身近な税金」「おまかせ税金相談」

内容は法人税の主な改正点と、生活に密着した税の話と研修ビデオの上映をしました。

●講師

町田税務署 佐藤上席指導官

成瀬第一地区 税務研修会

参加者 25名

日時 1月29日 午後6時30分

場所 南成瀬中央町内会館↓さと

急遽会場を変更しました。

地区会の皆様にはご迷惑をかけたことをお詫び致します。



成瀬第二地区会の八木会長

成瀬第二地区 税務研修会

参加者 25名

日時 1月29日 午後6時30分

場所 成瀬会館

本町田地区 税務研修会

参加者 14名

日時 2月17日 午後6時30分

場所 本町田集会場

金森・高ヶ坂地区

税務研修&落語会

参加者 26名

日時 2月21日 午後6時30分
場所 金森2丁目会館

●落語 真打 三遊亭らん丈さん

森野地区 税務研修会

参加者 53名

日時 2月22日 午後7時

場所 新光ビル会議室

旭町地区 税務研修会

参加者 18名

日時 2月23日 午後6時30分

場所 旭町地区会館



本町田地区会の研修会風景

地区会の イベント

Event

見学研修会

ひとあし早い春を探しに、地域の会員さんが多数参加して楽しみました。

原町田2地区合同

見学研修会

参加者 80名

日時 2月23日

●河津さくらと人形美術館見学の旅

忠生3地区合同

見学研修会

参加者 80名

日時 2月27日

●曾我梅林とくつろぎの伊東温泉

小山地区 見学研修会

参加者 38名

日時 2月27日

●早春の南房総花摘みと苺狩りの旅

あなたの街の
会員です
Member

(株)齊藤楽器製作所
町田にもあります
世界に通用する技術

当社は、昭和22年に町田市森野で創業致しました。日本でも数少ないマリリンバ・ビブラフォンの打楽器専門メーカーです。

昭和42年には主力工場を町田市根岸町に移転し、オーケストラはもとより、プロから幼稚園児までが使用する幅広い種類のマリリンバ(木琴)や、ジャズソロ演奏で際立つビブラフォン(鉄琴)、ガラスバンドで使われるシロフオンやグロックケンシュピールなど日本はもとより、世界の国々でご愛用いただく製品群を作りだしております。

演奏される人の年齢・体格・演奏ス



株式会社 齊藤楽器製作所

194-0034 東京都町田市根岸町622

TEL; 042-791-3611

FAX; 042-791-3355

E-Mail; customer@saitogakki.co.jp

URL; <http://www.saitogakki.co.jp>

タイトル、全ての方々に満足してご使用いただくための豊富なラインナップと数々の小さな改良。そして、丁寧な手作業による音作りから生まれる『サイトウ製品』。

先日のテクノフェアでは、当社のマリリンバ・ビブラフォンを使用致しデモ演奏を披露しましたので、ご覧になったかたもいらしたと思います。

当社の内容を詳しくお知らせになりたい方は、当社のホームページをご覧ください。

会員を紹介します。ご寄稿には、事務局宛ご一報ください。次回の発行は7月予定です。

便り 部会

源泉部会●バス研修会実施 お札づくり見学と 熱海梅園 散策

去る2月8日。34名の参加を得て、源泉部会としては初めてのバス研修会が実施されました。

これは相馬源泉部会長の熱意とご尽力により、実現されたもので、午前中は大蔵省印刷局小田原工場を見学することができました。

伝統の技と最先端技術を駆使して紙幣の出来上がる過程を、約2時間にわたり説明していただきました。

また1万円札は約1グラムとい

うことで10キログラム余りとなる1億円の重さを、見本の札東で実際に体験させていただくことも出来ました。

途中車内で実施した税金クイズは、この日のために西出統括官が特に作成されたもので、確定申告に因んだ問題など10問、タイムリーなそ

して大変参考になる内容でした。正解を確認しあつた後、統括官は部会員の皆さんに「今日初めてお目にかかる方もいらっしゃいますが、これをご縁に源泉徴収事務その他で解らないことがございましたら、

気軽に税務署をどんどん利用されるように……」と強調されました。

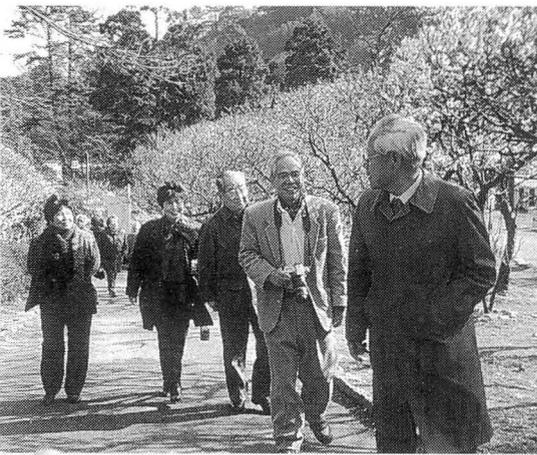
工場見学の後、残念ながら統括官は所用のため署へ戻られましたが、部会員は真鶴で海の幸を十分味わい、そして熱海梅園へ。

熱海では丁度「梅まつり」が開催されていて、730数本の梅の花が見事に咲き誇っていました。しばらく園内を散策してから、一行は熱海を後に更に伊豆菰山へ、ここでは食べ放題のイチゴ狩り、そして最後は沼津で海産物のショッピングを楽しみました。

いつもより若干早起きをして、事務局前を8時出発、18時半帰着という日程でしたが、予定通り無事行程を消化することが出来ました。

クイズによる勉強会、そして紙幣の印刷・検査等「お札づくり」の工場見学、更に参加者相互の懇親等有意義なそして楽しい研修会でした。

(事務局・守屋)



源泉部会のバス研はこれがはじめて……

青年部会●

全国青年の集い

夢 CHALLENGE アロハシャツでの おきなわ大会

11月19日、全国青年の集いが
沖繩で開催されました。

私は青年の集いに参加するのも、
沖繩も初めてということと少々緊
張して出発。11月ということ、羽
田を出発するときはコートを着込
んでいたのですが到着したのは前
日の夜というのに那覇空港でいき
なり半袖という気温差でした。

翌日19日は昼より大会式典が行
われました。第13回おきなわ大会は、
『夢 CHALLENGE』。21世紀という
新しい時代の価値観を構築し、改革
推進の中心的担い手としての自覚
が試される大会でした。「平成不況
が続き、先行き不透明な時代だから

こそ頑張る我々一人一人が、時代を
リードしていくための行動を起こ
すことが重要」という言葉に考えさ
せられました。また今回は、これま
での青年の集いとは違い、全員ハイ
ビスカス柄のアロハシャツでの参
加ということで、何処を見ても鮮や
かで沖繩らしさを感じられました。

私が参加した分科会は、ゆたかは
じめ氏の講演「琉球王国の元氣見て
下さい」。ゆたか氏は元々東京生ま
れでしたが、日本全国を大好きな鉄
道に乗って旅しているうちに、その
頃まだ鉄道があった沖繩を訪れ離
れられなくなり、今では家族全員で
暮らしているということです。

沖繩は元々「琉球王国」という独
立した国が41年間続きましたが、
日本によって潰され、その後も酷い
差別を受けたということです。しか
し、現在は失業率、低収入ナンバ
ーワンにもかかわらず、元氣は日本一
という人々。何だか私も元氣をもら
ったような気分になり嬉しくなり

ました。

どうぞ皆様、機会がありましたら
「全国青年の集い」に参加してみ
て下さい。

(村野 みちる)



青年部会の皆さん

部会 便り

2000年

問題で懸念されていたコンピュータの誤作動による生活への影響もなく、輝かしい2000年を迎えました。

女性部会は1月18日、大和市にあるヨーロッパのお城のような風貌の「横浜うかい亭・クリスタルサロン」で71名の出席者を迎え新年会を開催致しました。

第1部では、八木会長より新年のご挨拶で、「これからの活動は各地域の良さを引き出して法人会全体の活性化をはかり、また女性部会の中に入っていろいろな勉強をしたり見学研修に出席して『女性部会に入って良かった』と思われる部会

女性部会●新年会 優雅で おしゃれな新年会



になるように」とのお言葉を頂きました。

第2部では、町田税務署の佐藤副署長による税務研修「新千年紀と相続税の適正申告」のお話がありました。そのお話で、消費税・源泉税の滞納をなくし、相続税も正しく期限内に申告して加算税は支払わないように心がけてくださいとのことでした。

第3部は昼食懇親会。フランス料理のフルコースを頂き王女にな

ったような気分でした。

第4部は新春コンサートが行われ、ピアノ、バイオリン、フルートで「春の海」「花のワルツ」などで会場を一段と盛りたてていただき、遠くのヨーロッパへ行っているようでした。

交通の不便なところでしたが、会員の方のご協力でバスを出していただきました。とても楽しく、おしゃれで贅沢な1日を過ごしました。

(藤原 公子)



会場の雰囲気にあった女性部の皆さん

劇団四季ミュージカル「ライオンキング」 感動と圧倒、熱気と興奮 女性部会●観劇会



暖 かい春の空気と陽光のなか、40人に乗せたバスは四季劇場へと出発。途中、川崎大師を参拝。海を見ながらお台場の船の科学館にて昼食をとり、いよいよ劇場へ向いま



した。

アフリカのサバンナを再現したミュージカル「ライオンキング」。開演と同時に劇場を埋めつくす動物たちに驚き、今までに体験したことのない舞台に感動を呼び起こされ、圧倒され、熱気と興奮につつまれながら約3時間の舞台に大満足。余韻を残しながらお台場の夕陽に送られ帰路につきました。

(奥主 京子)



なごやかに楽しくお勉強

女性向けにやわらかく
お話する名取署長

女性部会●税務研修会

「マルサの男」

講話 「税金よもやま話」

講師 町田税務署 名取署長

参加者 27名

研修委員会からのお知らせ

information



**申告書を自分で
作成してみよう！**

**さようならメディアバレー
最後のパソコン教室**

2月14日、法人会事務局において法人税申告書の書き方説明会を実施しました。(参加者16名)

この説明会の目的は、決算書を作成した会員企業が申告書を自社(自分)で作成出来るようにすることです。

昨年、新規に計画したこの説明会も回を重ねて1年を経過しました。参加された方の感想をお聞きして、その都度内容を見直してきた結果好評を頂いています。講師は、町田税務署の佐藤上席指導官にお願い致しました。

次回開催は5月を予定しています。

会場 メディアバレー町田

・5階パソコン教室

参加者 15名

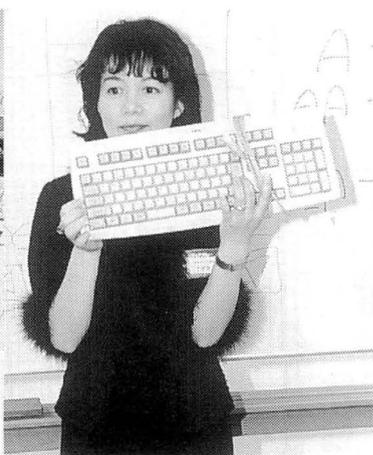
3月1日と8日に予定していたマルチメディア・パソコン1日体験教室は、メディアバレー町田店の閉店に伴い急遽2月23日に日程を調整して実施しました。

申込みをされた方々に事情説明と日程の変更をお知らせし、皆さんからご理解を頂きました。

内容は前回から引き続き、好評だったパソコンの基本操作とインターネットを体験する入門教室と、エクセル(表計算ソフト)のデータベ

ース機能を使って、住所録の並べ替えや検索を活用する顧客管理に、ワード(ワープロソフト)で葉書の宛名印刷をマスターする応用教室でした。

平成12年度からは、総会の承認後になりますが、10台程度のパソコンを事務局に設置して同様の1日体験教室を継続する予定です。



短歌・俳句欄

俳句の部

(株)宝永堂 三橋 國民
永平寺「寂照の鐘」正月五日鑄造制作
オレンジの 初火走りて 鐘を銚れり
初日仄か 御像の頬 動きをり
道元禪師稚髮像(五米)完成

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武
満員の 福祉講座や 冬温し
雪女 見し夜動悸の 治まらず

(株)堤ビル 堤 敏栄
癒え近し 頼る一步の 地のぬくみ
幼な子の 明るさともす 雛まつり

(株)三興 渋谷 清
楓の枝 重たくゆらぐ 冬から春
遙かなる 丹沢山塊 寒茜

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫
久方や 寒鱈食べに 朋友と
中町の 商店街に 春嵐

(有)理容ひかる 晁 ハッエ
寒雀 喪服をたたむ 夕あかり
冬座敷 身につまさるる 闇の中

(有)シマノ 島野 好子
水の音 緩みて流る 露の臺
なごり雪 梢に舞える 闇の華

(株)マツヤマ 東條 節子
さいはての 雪のソーラン 和を学び
初午や 神事まとひし 朝しぐれ
学び座を見て

(株)東京トロン保健センター 三沢 靖代
メヌエツト 終のすみ家は 春の風
ゆきずりの ことは優しき 黄水仙

(株)町田電子計算センター 土方 いよ子
梅一枝 その切口の 眞紅なり
薄氷や 眞白き卵 こはしゆく

すずかけ商事(株) 友井 好
寒椿 知らぬ間に落つ 裏戸口

(有)高梨肉店 高梨 ナラ
節分や 老い感じたり 豆の数

(有)うちだ 内田 正子
垣越しに 寒のあいさつ 交しけり

(株)千石屋 高橋 初枝
愛犬の 朝の散歩や 露の臺

神蔵興業(有) 神蔵 玉江
蓑つけて 姿落ちつく 寒牡丹

(株)フサミホーリング 中村 トセ子
白き鷺 辺り清めて 春立ちぬ

(有)協同電気 畔柳 富美子
二千年 来たる夜明を 寿ほぎて

短歌の部

(株)飯田機械産業 飯田 重利
火星面の嵐の渦とう 写真をは
夢の話の 如く見えたり

枯れ草の中に眞赤きひどみ咲く
道を歩いて幼友訪ふ

法人会の要望事項

ベンチャー・中小企業を

支援するための 税制が実現！



平成十二年度改正では、前年度に導入された住宅ローン減税やパソコン減税などの設備投資減税について適用期間が延長されたほか、ベンチャー・中小企業の支援、固定資産税の負担均衡等に配慮した改正内容となっています。

法人会の税制改正要望の主な実現事項は、以下のとおりです。

法人会の主な要望実現事項

- 一、ベンチャー企業等について同族会社の留保金課税の二年間適用停止
- 二、特定中小会社の株式譲渡益に対する課税の特例の創設
- 三、相続税の遺産評価について、取引相場のない株式の評価方法の改善合理化および延納にかかるとり子税の税率引き下げ
- 四、固定資産税の負担の均衡化
- 五、確定拠出型年金の創設に配慮した税制の構築

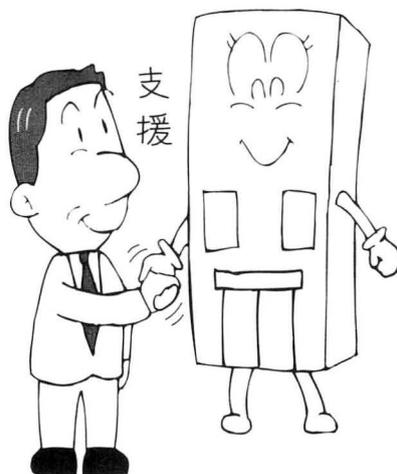
1 ベンチャー企業等について 同族会社の留保金課税の 二年間適用停止

ベンチャー企業・中小企業を支援する観点から、二年間の時限措置として、次の法人については、同族会社の留保金課税が適用されないことになる。

- ① 設立後一〇年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社
- ② 新事業創出促進法の認定事業者（主務大臣の認定を受けた計画に係る新事業分野開拓を実施する者）

2 特定中小会社の 株式譲渡益に対する 課税の特例の創設

特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰り越し控除等の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の特定株式を二〇〇〇年四月一



日から二〇〇五年三月三十一日までの間に払込みにより取得した一定の個人が、その特定中小会社の株式の上場等の日において引続き三年を超えて所有していたその特定株式を、その上場等の日以後一年以内に譲渡した場合には、一定要件の下でその譲渡による株式等にかかる譲渡所得の金額をその二分の一に相当する金額とする特例が設けられる。

この場合、上記特例と現行の創業者利益の特例（上場等の日において三年を超えて所有していた株式を上場等の日以後一年以内に譲渡した場合に、その譲渡による株式等にかかる譲渡所得等の金額をその二分の一に相当する金額として課税



譲渡益

する特例)の重複適用が認められることとなる。

したがって、二〇〇〇年四月から二〇〇五年三月までに創業一〇年以内のベンチャー企業に出資した投資家が、上場等の日

以後一年以内に株式を売却して利益を得た場合、課税対象額を譲渡益の四分の一にとどめる優遇税制が適用される。

3 相続税の遺産評価について、取引相場のない株式の評価方法の改善合理化および延納にか かる利子税の税率引き下げ

相続した遺産のうち、非上場株の評価が高すぎるという声にこたえ、類似業種比準価額方式から評価額をはじく計算方式が見直されることになる。

これまで会社の規模に関係なく一律三〇%としていた減額率を中小企業については四〇〜五〇%に拡大されることになる。

さらに相続税を分割して納付する「延納」を選択した場合にかかる利子税の税率も引き下げられることになる。

4 固定資産税の負担の均衡化

地価が下落しているのに税額が減らないという負担感のねじれに対し、小幅な負担軽減が実施されることになる。

現行制度では、地価下落で評価額が下

かった場合でも、前年度の課税標準額がその八〇%以下なら原則として当年度も負担水準を引き下げない仕組みとなっている。逆に八〇%超の場合は八〇%まで負担水準を引き下げる。

来年度改正では、

この八〇%を二〇〇〇年度、二〇〇一年度に七五%、二〇〇二年度には七〇%に引き下げる。地価下落が従来ほどでなくても負担水準引き下げの対象となる範囲が大きくなる。



5 確定拠出型年金の創設に配慮した税制の構築

政府が二〇〇〇年度中の導入をめざしている確定拠出型年金に関する税制については、個人拠出型、企業拠出型の場合とも、掛金拠出時の非課税枠、運用時の元本・運用益課税、給付時の給付金課税について税制上優遇されることになる。

留保金課税の一部適用停止 エンジエル税制が拡充される！

平成二十二年 度税制改正では、中小企業・ベンチャー企業への優遇措置が実施されることになりました。今回はその内容について解説することにします。

1

同族会社の留保金課税の特例の創設

同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族会社の各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常課税される法人税額に加え、その超える部分の留保金額の区分に応じ、一〇～二〇%の累進税率による課税が行われます。これが同族会社の留保金課税制度といわれるものです。法人企業形態と個人事業形態との課税上のバランスをはかる

ために設けられているものです。(下式参照)

平成二十二年 度の税制改正によって、次の法人については、二年間の時限措置として同族会社の留保金課税を適用しない特例が設けられました。この措置は、エンジエル税制の一環でこれらの中小法人については資金調達能力が不足し、内部留保が必要であるとの背景があります。

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得等} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}] \times \text{特別税率}$$

- ① 設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者(注1)に該当する会社
- ② 新事業創出促進法の認定事業者(主務大臣の認定をうけた計画にかかる新事業分野開拓を実施する者=いわゆるベンチャー企業)

2年間の時限立法

同族会社の留保金課税なし

(注1) 新事業創出促進法の中小企業者とは、次に該当する会社をいいます。

	資本金	従業員数
製造業	3億円以下または300人以下	
卸売業	1億円以下または100人以下	
サービス業	5,000万円以下または100人以下	
小売業	5,000万円以下または50人以下	



2 株式譲渡益 課税の原則

株式の譲渡による所得については、原則として申告分離課税方式(注2)により課税されることとされています。

なお、証券業者等への売委託または証券業者に対して行う上場株式等の譲渡または端株もしくは単位未満株式(上場株式等に該当するものに限り)をその発行人に対して買取請求の方法によって行う譲渡による所得に限り、源泉分離課税方式(注3)による課税を選択することができます。(なお、平成十一年度改正により源泉分離課税方式は、平成十三年三月三十一日まで適用する経過措置を講じた上、廃止されます)

(注2) 申告分離課税方式とは、株式等に係る譲渡所得等の金額に対して一律二六%(うち地方税六%)の税率で、確定申告を通じ、ほかの所得と分離して課税する方式です。

(注3) 源泉分離課税方式とは、選択により株式譲渡代金の五・二五%相当額を所得とみなして二〇%の税率で源泉徴収を通じて課税する方式です。

3 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税特例の創設

特定中小会社(注4)が発行

した株式にかかる譲渡損失の繰越控除の特例(いわゆるエンジェル税制)の対象となる特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から同十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得した個人(同族株主等一定の者を除く)が、その特定中小

社の株式の上場等の日において引き続き三年を超えて所有していたその特定株式を、その上場等の日以後一年以内に譲渡(証券業者への売委託に基づくものに限る)をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等にかかる譲渡所得等の金額をその二分の一に相当する金額とする特例が設けられました。

この特例と現行の創業者利益の特例(上場等の日において三年を超えて所有していた株式を上場等の日以後一年以内に譲渡した場合に、その譲渡による株式等にかかる譲渡所得等の金額

をその二分の一に相当する金額として課税する特例)の重複適用が認められ、その結果、譲渡所得等は二分の一の二分の一、つまり四分の一に相当する金額となります。

なお、この特例については、源泉分離課税は認められず、申

告分離課税によることになりま

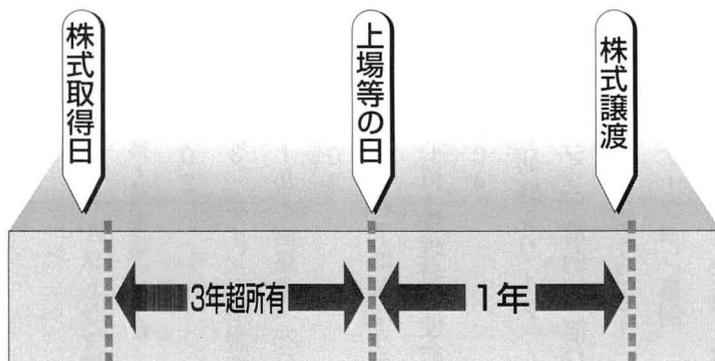
上場等の日において3年超所有、上場等の日以後1年以内に譲渡した特定株式

改正前

$$\text{譲渡所得等} \times \frac{1}{2}$$

改正後

$$\text{譲渡所得等} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$$



(注4) 特定中小会社 設立後5年以内(収入金額に対して研究開発費3%超)
設立後10年以内(収入金額に対して研究開発費5%超)



申込要領

以下の必要事項をご記入のうえFAXにてお申込みください。

- ①加入法人会名 ②会社名
③担当者名 ④住所
⑤電話番号 ⑥希望ビデオ番号
(タイトル名の後ろにあるビデオ番号をお書きください。)

①財務諸表とは何か(26分) … 経財0101
この部分を記入

- 貸出本数：1回につき5巻まで
- 貸出期間：2週間 ●送料：無料
(返送時につきましてはご負担ください)

東法連 研修用ビデオ

会員企業の皆様に
無料でお貸しいたします。

お申し込みはFAXで **FAX 03-3357-0772**

経理・財務知識

●「よくわかる連結決算」

① 決算の基本 (25分)

経財1001

② 連結決算書を読む (25分)

経財1002

●「よくわかる税効果会計」

① 税効果会計の基礎知識 (25分)

経財1101

② 税効果会計の実際 (25分)

経財1102

販売管理

●「実践！ビジネス・ディベート」

① ディベートの仕組みと進め方

(30分) 販管1101

② ケースで学ぶディベートの技法

(30分) 販管1102

労務管理

●「ケースで学ぶ 実践！考課者

訓練」

① STEP1 開講にあたって

考課者訓練の意義と目的 (15分)

労管1201

② STEP2 ケースドラマ編

事務・営業・技術職の場合 (40分)

労管1202

③ STEP3 ポイント解説編

考課のルールと留意点 (25分)

労管1203

④ STEP4 終了にあたって

考課者の心得・管理者の使命 (15分)

労管1204

●「管理者研修シリーズ」

① リーダーシップ事例 悩む宮川係

長 (23分) 労管1301

② コミュニケーション事例 戸惑う

藤田課長 (23分) 労管1302

労務管理 新入社員・採用

●「見直そう 仕事の気配り・職

場のマナー」

①「職場の一日」

気配り・ケジメをチェック！ (25分)

労新1001

②「お客様への対応」

電話・接客をチェック！ (25分)

労新1002

●「新入社員・ケーススタディ集
あなたならどうする?!」

① 知ったかぶりの仕事では：

↳ 仕事に対する心構えを考えあう

(10分) 労新1101

② 規則を軽く考えていませんか？

↳ 会社生活のルールを考えあう

(10分) 労新1102

③ チームの一員になるとは

↳ 職場の人間関係を考えあう

(10分) 労新1103

④ ひと言の伝達モレが：

↳ 報告・連絡の大切さを考えあう

(10分) 労新1104

⑤ 要領よく仕事をするとは：

↳ 仕事のすすめ方を考えあう

(10分) 労新1105

労 務

●「業績アップにつながる人づくり、組織づくりの基本」

① 朝礼・終礼が人を伸ばす (20分)

労務0501

② ミーティングが人を創る (20分)

労務0502

③ 個別指導が人を活かす (20分)

労務0503

経 営

●「株主総会の進め方」(30分)

経営0301

経営管理

●「会社を強くするキャッシュフロー経営」

① キャッシュフローと企業価値 (30分)

経営0401

② 価値創造と業績評価指標 (30分)

経営0402

●「キャッシュ・フロー計算書の作り方」

① キャッシュ・フロー計算書の構造

(35分) 経営0501

② 連結キャッシュ・フロー計算書の作成

(35分) 経営0502

経営問題

●「取締役の心得」

① 職務と権限 (30分) 経問0501

② 義務と責任 (30分) 経問0502

●「監査役的心得」(30分)

経問0601

●「株主代表訴訟—理解と対策の為に—」(30分) 経問0701

●「中堅・中小企業を襲う株主代表訴訟」(30分) 経問0801

情 報

●「電子帳簿保存法への対応」

① 電子帳簿保存法のポイント (30分)

情報0201

② システムの対応と承認申請手続

(30分) 情報0202

●「いま風デジタルメディア活用術」(23分) 情報0301



お申し込みはFAXで

FAX 03-3357-0772

都内中小企業の賃金事情

男子四十一・三歳、勤続十二・九年で

**平均賃金(所定時間内賃金)は
三四八、六九四円**

東京都労働経済局では、都内における中小企業の賃金等の実態を明らかにするため、毎年定期的に調査をしています。

事業主の皆様は、労務関係の資料として活用していただくために、調査結果(調査時点、平成十一年七月三十一日現在)を抜粋してお知らせします。

都内九力所の労政事務所では、賃金、退職金等の労働条件や労使関係、勤労者福祉等、労働問題全般にわたって、いつでも相談に応じています。資料の無料提供や労働講座も実施しています。利用してみたいかがでしょうか。



一、一七七社

集計企業数 賃金分類

本調査では、労働協約や就業規則などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金を所定時間内賃金として扱いました。

●所定時間内賃金

基本給、年齢給、職能給、職務給、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当、役付手当、特殊勤務手当、技能手当、精皆勤手当、生産手当、個人能率給

●所定時間外賃金

超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当 等

1 初任給

左記には、所定内労働時間に対して支給されるすべての賃金から、通勤手当と毎月の支払額が定額でない賃金(毎月の支給額が変わる精皆勤手当や能率給等)を除いています。

(単位:円)

学歴	営業・販売		事務系			技術系				生産系	
	営業	販売	一般事務	会計事務	営業事務 販売事務	機械技術	電気技術	情報処理 技術	その他の 技術	生産・作業	運転・運搬
高校卒	167,520 (△0.2)	170,384 (2.5)	164,961 (2.5)	164,840 (0.6)	164,046 (1.2)	166,726 (1.8)	168,144 (3.0)	163,581 (0.2)	167,168 (△0.1)	165,979 (△0.3)	176,700 (1.2)
高専・ 短大卒	179,851 (△0.7)	176,859 (2.6)	176,804 (2.6)	178,289 (1.7)	177,427 (2.3)	180,924 (1.7)	180,419 (1.2)	176,840 (△0.3)	178,857 (△1.8)	178,928 (0.3)	187,250 (2.2)
専門 学校卒	180,631 (△0.4)	176,575 (2.4)	178,213 (3.3)	179,124 (0.9)	177,905 (2.2)	180,991 (2.2)	180,712 (1.6)	177,565 (0.9)	179,918 (△0.6)	179,030 (0.8)	190,621 (4.0)
大学卒	199,362 (△0.5)	192,408 (△0.2)	196,335 (2.1)	197,404 (0.8)	197,325 (1.5)	199,437 (0.2)	197,363 (△0.9)	195,267 (△0.8)	197,848 (△1.3)	197,615 (1.0)	201,273 (△2.6)

()内の数字は、対前年上昇率(%)

2 七月1か月の賃金

(平均賃金)

七月1か月の賃金とは、七月分賃金として通貨で支給したものの(臨時に支給した賃金、賞与などを除く)で、所得税、各種社会保険料・その他返済金等を差し引く前の金額です。

区分	調査産業計 男女子	平均年齢	平均勤続年数	平均扶養 家族数	7月1か月の賃金		
					所定時間内	うち通勤手当	所定時間外
全常用 労働者	調査産業計	39.8	11.6	0.9	319,434	11,137	25,403
	男女子	41.3	12.9	1.1	348,694	11,286	28,870
	子	35.2	7.7	0.1	228,871	10,678	14,670
事務系 労働者	調査産業計	38.7	10.6	0.7	314,355	11,890	15,509
	男女子	43.5	13.9	1.3	406,772	12,741	18,773
	子	34.4	7.7	0.1	232,912	11,140	12,633
技術系 労働者	調査産業計	37.8	11.7	0.9	334,305	11,475	31,594
	男女子	38.6	12.5	1.0	347,452	11,299	32,774
	子	32.2	6.3	0.1	246,661	12,648	23,726
生産系 労働者	調査産業計	42.8	12.3	0.8	279,221	8,878	35,469
	男女子	43.2	12.8	0.9	294,955	9,192	39,542
	子	41.2	9.7	0.1	194,969	7,196	13,656
販売系 労働者	調査産業計	38.9	11.7	1.1	362,279	12,925	16,916
	男女子	40.1	12.7	1.3	385,149	13,122	17,098
	子	32.7	6.6	0.1	243,430	11,898	15,973

3 モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐ入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規程および昇給事情のもとで、勤務年数に応じて賃金がどのように上昇するかをみたものです。

この調査は、設定したモデル条件に合致する実在者の賃金と、実在者のいない場合は賃金規程から推定した金額を単純集計したものです。

従って、中途採用者は除かれています。

また、モデル賃金といっても、各企業

■調査産業計

区分	年令	所定時間内賃	上昇計数 (初任給=100)
高校卒	18	166,409	100.0
	20	177,977	107.7
	30	260,615	156.6
	40	341,704	205.3
	50	417,361	250.8
	60	443,036	266.2
高専・短大卒	18	178,621	100.0
	20	267,218	149.6
	30	355,471	199.0
	40	435,382	243.7
	50	461,618	258.4
	60	-	-
専門学校卒	18	179,464	100.0
	20	267,931	149.3
	30	356,342	198.6
	40	436,174	243.0
	50	465,774	259.5
	60	-	-
大学卒	22	197,595	100.0
	30	277,992	140.7
	40	380,372	192.5
	50	464,777	235.2
	60	497,277	251.7
	60	-	-

※ 統計表中の「-」は、調査項目に該当しないか、集計数が得られなかったためである。

によって賃金の内容が異なっているため、本調査の定義では、所定内労働時間に対して支給されるすべての賃金から、通勤手当と毎月の支払額が定額でない賃金（毎月の支給額が変わる精皆勤手当や能率給のような賃金）を除いた金額となっています。

4 諸手当

(1) 役付手当

一、二七七社のうち役付手当を支給している企業は、七七・五％に当たる九一二社となっています。

役職に関わりなく役付者に対して一律に支給している場合の平均支給額は三三、四〇〇円。

同一役職で同一支給額の場合、部長六五、七〇〇円（平均年

齢四七・四歳）、課長四二、一〇〇円（同四二・八歳）、係長一九、七〇〇円（同三七・六歳）となっています。

(2) 住宅手当

住宅手当を支給している企業は一、二七七社のうち、五七・六％に当たる六七八社。支給企業のうち、七〇・九％は住宅の形態に関わり

なく一律支給をしています。

一律支給の場合は、世帯主（有扶養家族）一七、三〇〇円、単身世帯主一三、九〇〇円となっています。

住宅の形態別支給の場合、世帯主（有扶養家族）は

〈民営借家〉一三、九〇〇円
〈公営借家〉二〇、七〇〇円

〈持家〉一七、一〇〇円
単身世帯主の場合は

〈民営借家〉一五、八〇〇円
〈公営借家〉一四、二〇〇円

〈持家〉一〇、六〇〇円となっています。

(3) 家族手当

家族手当を支給している企業は、一、一七七社のうち、七五・二％に当たる八八五社。支給企業のうち支給形態では約九一・三％が家族の構成により支給金額が異なると回答しています。

家族構成に関わりなく一律に支給している企業の平均額は一〇、八〇〇円。家族構成により支給している企業の場合は

〈第一扶養〉一一、二〇〇円
〈第二扶養〉四、六〇〇円

〈第三扶養〉四、〇〇〇円
〈第四扶養〉三、八〇〇円

〈その他の家族〉三、八〇〇円となっています。

■労政事務所一覧

※毎週火・木・金曜日のみ

名称	所在地	電話番号	管轄区域
中央労政事務所	中央区新富1-13-14労働スクエア東京3F	03(5543)6110	千代田区、中央区、文京区、島しょ
大崎労政事務所	品川区大崎1-11-1ゲートシティ大崎ウエストタワー2F	03(3495)6110	港区、品川区、目黒区、大田区
新宿労政事務所	新宿区歌舞伎町2-42-10ハローワーク新宿ビル6F	03(3203)6110	新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
王子労政事務所	北区岸町1-6-17	03(3900)6110	豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区
亀戸労政事務所	江東区亀戸2-36-12丸勝ビル5F	03(3637)6110	台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
三鷹労政事務所	三鷹市下連雀4-17-23	0422(47)6110	三鷹市、武蔵野市、調布市、小金井市、東村山市、保谷市、田無市、狛江市、清瀬市、東久留米市
立川労政事務所	立川市曙町3-7-10	042(525)6110	立川市、青梅市、昭島市、府中市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
八王子労政事務所	八王子市明神町3-5-1	0426(45)6110	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
※町田出張労働相談所	町田市中町1-4-1町田市役所分室2F	0427(26)1394	町田市



確定申告 法人会役員も 初日に提出



2月16日は確定申告の受付開始日にあたります。

この日町田税務署には、法人会の役員をはじめ青色申告会、間税会などの役員さんが早期申告のために訪れました。

駐車場に設けられたプレハブの「申告書自作作成コーナー」の受付にて、名取署長はじめ幹部のみなさんが笑顔で迎えられました。手際よく提出書類に受付印を押し、無事申告をすませた皆さんは晴れやかな気分です。記念撮影をおこないました。

この日に町田税務署を訪れた人は753人で、うち相談に来た人が564人です。初日に税務署を訪れる人は年々増加し、申告書自作作成コーナーでも申告書をかかえた人や、受付を待つ人で大変な混雑でした。

FROM EDITOR

編集 後記

町田法人会は、今年創立50周年・社団化20周年と節目の年を迎え、5月には、通常総会と記念式典を同時に開催します。

ミレニアムの年に記念式典が挙行されることは、町田法人会の歴史に大きな足跡を残すことでしょう。式典のための実行委員会（実行委員長：八木会長）を設置し、6つの分科会を組織しました。各分科会は連日のように開催され、式典を無事に成功させるため、意見の交換・調整と奮闘しています。式典に出席された皆様方に「良かった」と言われるように挙行出来ることを願っております。

話はそれますが、筆者の趣味というか、はたまた道楽なのか、海釣が好きで月に1〜2回、東京湾、相模湾と近場で船に乗り季節の旬の魚を釣って食するのを楽しんでいます。本誌65号（1999・1）の編集後記に海釣のことを書かれた広報副委員長の石阪氏とは、毎月一緒に海に出ています。この2月には、まさに今が旬の魚で大変美味しい甘鯛（アマダイ）を狙い相模湾に行ってきました。釣果はさみしい結果とはなりませんが、冬の澄み渡った空気の中、船上から望む富士山の雪を頂いた景観は大変美しく雄大で、釣りを忘れるほどしばし見とれていた次第です。

会員の方で、海釣をやってみたいと思われる方は法人会事務局迄ご一報下さい。

（伊藤）

発行人●(社)町田法人会 会長 八木 要 編集人●(社)町田法人会 広報委員会

東京都町田市森野1丁目9番20号 第二矢沢ビル4階 TEL: 042 (726) 2453 FAX: 042 (724) 5853

全法連ホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

本紙掲載の記事、写真の無断掲載を禁じます。



法人会福利厚生制度

企業保証プラン・経営保全プラン推進員のご紹介

経営者大型総合保障制度

任意労災プラン

経営保全プラン

ニュー・ビジネスパック

PL対策経営保全プラン

地震対策プラン



宇澤 賢



長谷川 順子



小島 光子



野副 宣子



鈴木 由美子



津留 宥子



日向 綾子



関根 美津江



加藤 卓秀



野間 正二郎



豊田 深雪



花瀨 裕己



山崎 秀彦



米倉 隆治

町田法人会の福利厚生制度は
私達のご案内しております。

AIU保険会社 町田支店 TEL. 042-724-1211

町田市原町田6-17-11 ISビル1F

町田の小学校 4
町田市立小山小学校のあゆみ

まちだ

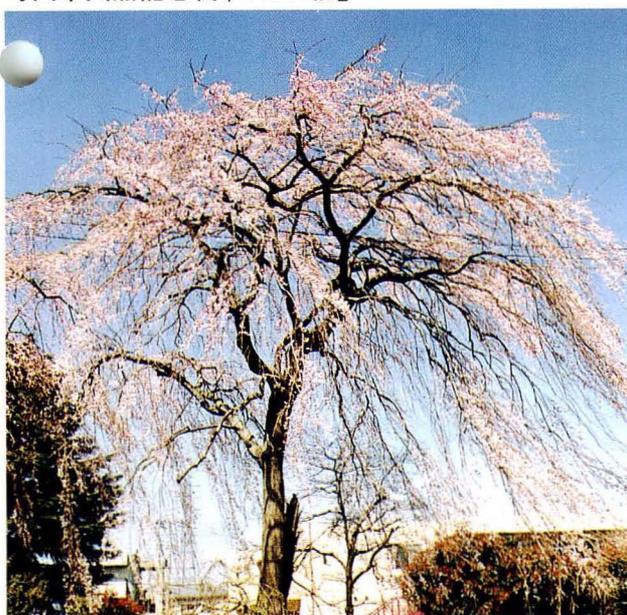
今
i n a

むかし
m u k a s h i



明治36年頃の校舎

町田市天然記念樹「しだれ桜」



人文字「しだれ桜」



<町田市立小山小学校>

町田市小山町944 生徒数: 782名 学級数: 23クラス

明治6年

誠教学舎(長泉寺)

新民学舎

(筒井信近宅→宝泉寺)

明治9年

誠敬学校

新民学校

(島崎安兵衛宅→中村ラク宅)

明治15年

小山学校

明治19年

小山尋常小学校

明治34年

小山尋常高等小学校

明治36年

小山尋常高等小学校(1つの学校になる 福生寺)

明治37年

今の小山センターに新校舎を建設

明治43年

しだれ桜が植えられた

昭和16年

東京府南多摩郡堺村立小山国民学校

昭和18年

東京都南多摩郡堺村立小山国民学校

昭和22年

東京都南多摩郡堺村立小山小学校

昭和33年

東京都町田市立小山小学校

昭和39年

しだれ桜が町田市の天然記念樹に指定される

昭和51年

現所在地に鉄筋の新校舎を建て移転